

(仮称) 富津市男女共同参画計画策定方針

令和 3 年 1 月 4 日決定

1 策定趣旨

富津市男女共同参画のまちづくり条例第 9 条の規定に基づき、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、「(仮称) 富津市男女共同参画計画」を策定する。

2 計画の位置付け

- ・「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項の規定に基づく市町村男女共同参画計画
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項の規定に基づく市町村推進計画
- ・「富津市男女共同参画のまちづくり条例」第 9 条の規定に基づく基本計画

3 計画期間

令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間

4 策定にあたっての基本的な考え方

- ・市における男女共同参画のまちづくりの実現に取り組むための指針を示す。
- ・市民アンケート調査等により、本市の現状と課題を明らかにし、課題解決に向けた実効性のある施策等を定める。
- ・国及び県の計画を勘案し、策定する。

5 策定体制

男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進していくため、市民、事業者、関係団体等の参加のもと、市における男女共同参画のまちづくりの実現に向けた意見等を反映させながら策定する。

(1) 富津市男女共同参画審議会

富津市男女共同参画のまちづくり条例第 16 条の規定に基づき、富津市男女共同参画審議会において、計画策定に係る意見聴取、審議等を行う。

(2) 庁内体制**① 庁議**

男女共同参画に関わる施策は、関連する分野が多岐にわたることから、計

画の策定及び運用に関する全庁的な推進体制を確立するため、意思決定機関とする。

② 担当課長会議

必要に応じて担当課長会議を開催する。

6 策定スケジュール

令和3年1月	計画策定方針の庁議決定
2月	計画策定方針の審議会説明
5月	市民アンケート調査実施
令和4年1月	市民アンケート調査結果の庁議報告
2月	市民アンケート調査結果の審議会報告
7月	計画（素案）の審議会説明
10月	計画（案）の庁議及び審議会説明
11月	計画（案）の庁議決定
12月	計画（案）の議会説明 計画（案）のパブリックコメント実施
令和5年1月	計画の庁議決定
2月	計画の審議会説明
3月	計画の議会説明 計画公表

◆男女共同参画社会基本法（抜粋）

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 ～省略～

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

（都道府県推進計画等）

第6条 ～省略～

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

◆富津市男女共同参画のまちづくり条例（抜粋）

（基本的な計画の策定）

- 第9条 市長は、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民の意見を反映するように努めるとともに、第16条に規定する富津市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

- 3 市長は、基本計画を作成し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（富津市男女共同参画審議会の設置）

- 第16条 市長は、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、富津市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、次の事項について調査審議する。

- （1）基本計画の策定及び推進に関すること。
- （2）男女共同参画のまちづくりに関する重要事項に関すること。
- （3）前条に規定する意見又は苦情等の申出に関すること。

- 3 審議会は、前項に掲げる事項に関し市長に意見を述べ、又は提言を行うことができる。

～省略～